

# 張方平「文安先生墓表」と弁姦論

近藤 一成

## 一 問題の所在

先に筆者は、蘇軾・轍兄弟の取解地を検討し、それが本貫取解の原則に反して、眉州ではなく都の開封であったことを論じ、併せて蘇父子がそうした行動を取った背景を考えてみた。<sup>(1)</sup>その際、開封取解を可能にした要因として張方平の支援を推測し、その傍証史料の一つにかれの文安先生（蘇洵）墓表の一部を利用した。ところが、この墓表については由来偽作だとの主張があり、近年、宮崎市定氏もこの偽作説を支持する論考を発表されている。<sup>(2)</sup>小論は、文安先生墓表偽作説を検討するものであるが、固より、ある文献史料の真偽を論ずる場合、偽書であることは証明できても逆にそれが真だとの証明は論理的に不可能である。従ってここでは、偽作説の論拠を検討し、もしその論拠が薄弱であれば、換言するならば偽作の決定的証拠にならないとするなら、当時、張方平に蘇洵の墓表を執筆するなどのような必然性があったのか考えてみることにする。

張方平「文安先生墓表」と弁姦論

本論に入る前に、偽作説の要点を整理しておこう。実は、墓表偽作説はそれを主題に論じられたことはなく、王安石の姦邪を予言した文として名高い蘇洵の弁姦論を後人の贋作とする議論の中で唱えられたものである。すなわち弁姦論は文安先生墓表の中で初めて紹介され、この墓表とともに北宋末から南宋初の筆記類、朱熹の名臣言行録に引用されるが、初期の洵の文集には収録されていない。弁姦論が墓表と切り離し本文のみ単独で引かれるのは、南宋淳熙年間、呂祖謙編纂の皇朝文鑑を最初とし、明以降の唐宋八家文に収録されるに至って遠く日本でも広く読まれるようになったという。<sup>(3)</sup>弁姦論が世に現れるこうした経緯と、後述するように弁姦論の内容上の疑問からそれが偽作だと断定されたこと、及び蘇洵没時、既に欧陽修・曾鞏が墓誌・墓表を書いているので、洵のために新たな墓表は必要ないという理由で、張方平文安先生墓表も偽作とされたのである。さらに蘇軾は、父の墓表執筆に対して張方平に礼状を書いてい<sup>(4)</sup>る。当然、この謝書も偽作とされる。要するに蘇洵の弁姦論が偽作であるから、それを最初に紹介した張方平の墓表も、蘇軾の謝書も

偽作でなければならぬというのである。しかしこの行論は、些か武断に過ぎないであろうか。宮崎氏も指摘されるように、弁姦論の本文の中には一言も王安石という語は出てこない。文中の姦人が王安石を指し、早くから安石の姦を見抜いていた蘇洵は、安石の母の死に際し多くの士大夫が弔問に出かける中、独り往かず、その文を作ったという前後の事情を含め、張方平の解説なしに弁姦論と安石を結びつけて理解することは殆ど不可能といえる。とすれば、弁姦論の真偽を論ずるには、先ずこの墓表についての検討がなされねばならないと思うのだが、弁姦論を偽作と論ずることに急なあまり、その議論は殆ど行われてこなかったのである。

弁姦論、墓表、謝書の三点を最初に偽書と論断したのは、康熙の進士、乾隆初に戸部侍郎に至った李紱であり、その見解を継承し更に関連資料を博搜して、偽作説の立場から論評を加えたのが蔡上翔である。この二人は王安石の故郷、撫州の人で、郷土の偉人である安石の冤を雪ぐことに努力した人物である。特に蔡上翔は、嘉慶九年に畢生の大作『王荆公年譜考略』を著し、その巻十で偽作説を詳しく展開しており、この問題に関する論点はほぼここに尽くされている<sup>(4)</sup>。その後、梁啓超の王荆公、最近では鄧広銘の『王安石』<sup>(5)</sup>がこれに従って邵伯温による偽作説を支持し、先掲宮崎論文も李・蔡の議論を追認された上で独自の見解を提出されたのである。

今、李・蔡両氏の偽作説をみると、その論拠は大略二つに分類で

きる。一つは、弁姦論の文章・内容を問題にするもので、譬の不適切、典拠の誤り、事実との相違、論旨不明、文に品格がないなどの指摘である。確かに、姦人(安石)を晋の王衍と唐の盧杞を一人にしたような人物だとして、春秋時代、我が子を殺して君に食らわした易牙、自宮した豎刁、親を棄てた開方と比較するなど些か妥当性を欠く記述があり、他の指摘にも最もだと思われる点が多い。しかし、繰り返しになるが、弁姦論の中に王安石の名は一度も表れず、姦人が安石を指すとしたのは張方平の墓表である。蘇洵の安石に対する考えは、この文に関する限り不明とせざるを得ない。李・蔡両氏は、墓表と論の区別を十分せず姦人即安石との前提で議論しているかのようなのである。更に気になることは、弁姦論、墓表、謝書が、それぞれ文名高く傑出した才能をもつ蘇洵、張方平、蘇軾の文章として内容、表現法ともに全く相応しくないから、後人の贋作であるとする点である。これは、いわば後世に形成されたこれらの人物像を基準とした判断であり、その限りでは正しいのだが、では逆に、それらを真作としてこれらの人物像の方を修正する余地は全くないのであろうか。

第二は、弁姦論の予言的性格に関するものである。予言であるから当然のだが、蘇洵没後の出来事で洵の知り得ぬ事実が書かれていることが後人の偽作の証拠だというのである。この指摘についても、それが弁姦論本文の記述か、墓表にあるのかを区別して考える必要がある。二人の主張を適宜要約して示すと、例えば本文に「好

名の士、志を得ざるの人」を集め、顔淵、孟軻の再来となす、とある箇所について、本文が書かれたとされる嘉祐八年に安石の周りにこうした人物は見当たらず、呂惠卿が該当するにしてもかれが安石に接近するのは洵の没後であるから知り得ないと批判する類である。無論、呂惠卿云々は李・蔡両氏の解釈であつて弁姦論にはない。墓表についてはもっと明確に事実の誤りを指摘する。すなわち「嘉祐の初め、王安石、名始めて盛んにして、党友一時を傾く。其の相を命ずる制に曰く、生民以来数人のみ、と。…」の記述は誤りも甚だしく、嘉祐の初め安石はまだ頭官ではなく、党友も稀であつた。安石が宰相になるのは、熙寧三年であるから、どうして治平三年に没した洵の墓表に命相の制が出てくるのか、というのである。本文については、類推して導き出された事象への反論、墓表に対しては記述の明らかな時間的矛盾を衝くものといえる。<sup>(6)</sup>

ここで、一つの疑問が生ずる。それは、李・蔡両氏には、墓表が蘇洵没後間もない時期に執筆されねばならないとの先入主があるのではないかということである。<sup>(7)</sup> 知り得ないことを書くという第二の批判は、この前提がなければ出てこない。蘇洵没後程なくして墓表は書かれた筈である。しかし、その墓表の中には、三、四年後のことまでが書かれている。従つてこの墓表は後世の偽作である、という論理である。それが、元祐年間以降の邵博温偽作説へと繋つていくのだが、果たしてそうであろうか。念のため事項の流れを整理しておく、墓表が言う安石の母の死に際して弁姦論が書かれた年は、

張方平「文安先生墓表」と弁姦論

嘉祐八年（一〇六三）八月、この年の三月、仁宗が崩じ英宗が即位している。治平三年（一〇六六）四月、蘇洵が没し、六月、官舟を賜った軾・轍兄弟は、父の柩を護つて眉州に帰る。翌治平四年（一〇六七）八月、洵は眉州彭山県安鎮郷可竜里に葬られた。この年の一月には英宗が崩じ神宗が即位している。翌年、熙寧と改元され、喪があげた兄弟はその冬に眉州を発ち、二年（一〇六九）春、開封に戻つた。一方、安石はこの年二月に参知政事となつて新法改革を推進し、翌三年（一〇七〇）十二月、同中書門下平章事を拜命、熙寧七年（一〇七四）四月まで在任、一旦知江寧府に転出した後、翌八年二月には宰相に復帰し、九年十月まで在職した。

墓表には、治平四年八月に定められた廟号英宗が使われていたり、「先生既に没して三年、而して安石事を用い、其の言、乃ち信ぜらる」などの句がある。ここから、普通であれば墓表は洵の没直後ではなく、暫く経つてからの執筆と考えるのが自然であろう。張方平の卒年は元祐六年（一〇九一）十二月であるから、可能性としては執筆の下限をこの時点にまで下げることができる。そしてその時期によつては、安石の事跡は過去に起こつた出来事、すなわち結果論として論ずることになり、墓表に関する限り予言的要素は全くなくなる。李・蔡両氏がこうした可能性を検討しなかつた理由は、偏に第一の批判を重視するからであろう。しかし、それは弁姦論はともかく、墓表を偽作とする決定的論拠とはならない。では、もし墓表が張方平の手になるとするならば、それは何時頃のことと考えればよ

いのだろうか。

## 二 墓表執筆の時期

手掛かりは、まず蘇軾の札状に付けられた表題にある。李・蔡兩氏はこの謝書も偽作だと言うのだが、『東坡集』二九に収められた書簡は、謝張太保撰先人墓碣書と題され、軾は太保の肩書きのある張方平に書を送ったとしている。この巻二九には、上韓丞相論災傷手実書を始めとして十通の書簡が収められており、題に官職が記される場合は、書簡が認められた時点での相手の地位、官職を書いているようである。例えば、韓丞相とは韓絳のことで、書簡はその内容から熙寧七年十一月末に書かれたと思われ、絳が安石の江寧府転出後、熙寧七年四月から八年八月まで丞相の任に在った事実に対応している。また文彦博宛が三通あり、それぞれ上文侍中論強盜賞錢書、上文侍中論榷塩書、黄州上文潞公書（『経進東坡文集事略』には黄州なし）と題されている。先の二通は、韓絳宛と同じく軾が知密州であったときのもので、文彦博は、熙寧七年四月に河東節度使守司徒兼侍中の肩書きで判大名府に就任している（長編二五二）から、やはり書簡の執筆時と題の官職は一致する。残りの一通は、黄州の地名からも分かるように軾の配所からの書簡であり、文中にある宛名の留守太尉は、元豊三年に文彦博が太尉を拝し判河南府となつたことと合うが、題では単に潞公と称するのみである。ここで当

然、では書簡の題は誰が付けたのかという問題が起る。今、その解答を用意する余裕はないが、弟轍の撰した軾の墓誌銘には、著作として東坡集四十卷、後集二十卷、奏議十五卷、内制十卷、外制三卷を挙げ、また軾の生前、既に幾つかの詩文集が門人たちによって編集出版され、ひろく世に行われたといふ<sup>(8)</sup>。南宋孝宗朝刊と推定される現存最古の刊本『東坡集』には、勿論この謝書が収録されている。この刊本が、轍の墓誌銘にいう東坡集を祖本とする蓋然性は高く、もしそうであれば謝書が偽書である可能性は非常に低くなり、題も軾本人か編集者、少なくとも軾と同時代人が付けたと考えられよう。とすれば、墓表は張方平が太保であったときの執筆ということになる。

張方平に太保の肩書きが付く時期を、長編及び『樂全集二九』で検索してみると、該当する期間が二つある。一つは、樂全集二九、辞免宣徽使筭子にみえる宣徽北院使檢校太保判応天府の官銜を帯びた時期で、この筭子には熙寧七年十二月の年月が注記されている。

『宋史』職官九敘遷之制檢校官に、「初めて宣徽、節度に除せば太保を加う」とある規定に従って檢校太保が加えられたのである。この筭子は、長編二五八熙寧七年十二月丁卯（四日）に「觀文殿學士戸部尚書知応天府張方平を宣徽北院使判応天府と為す。方平辞して曰く云々」とある条に対応し、以降の長編の記事によれば、一旦は筭子で請うた辞退が認められ知青州に任じられた。しかし結局、青州には赴かず、翌八年正月二十二日、宣徽北院使の官を受け（長編二

五九熙寧八年正月乙卯の条割注)、十月壬辰には宣徽南院使に遷っている(長編二六九)。檢校太保の加官を何時まで有したか、明記する史料は乏しいが、長編二九元豐二年七月甲戌の条及び樂全集二九致仕告詞に、宣徽南院使光祿大夫檢校太傅張方平を宣徽南院使檢校太傅太子少師致仕とするとあり、元豐二年の致仕以前のある時点で檢校太保から檢校太傅に遷ったことが分かる。すなわち、第一は熙寧八年正月に檢校太保の加官を得てから檢校太傅に遷るまでの期間となる。<sup>(9)</sup>第二は、長編四六八元祐六年十二月乙卯朔の条に「太子太保致仕張方平卒す」とある太子太保の官を有していた時期である。長編四六一元祐六年七月乙丑の条、方平が宣徽院使を帯びて致仕することの是非を議論する記事の中で、劉摯は「方平、旧嘗つて宣徽院使為り。官制、宣徽院を罷め、後、覃恩に因りて太子太保に轉じ、宣徽院使を落とす。云々」と述べている。これは、元豐の官制改革によって宣徽院が廢された後も、現任の使号は残されていた。元豐六年以降は方平のみ宣徽使の官を領していたが、哲宗の即位の恩で太子少師致仕から太子太保致仕に轉じた際、宣徽使の官が削られた。しかし元祐三年、宣徽使が復置されたことに従い方平に再び宣徽南院使が加えられた、という文脈のなかでの議論である。この経緯は、軾の張文定公墓誌銘の記述とも一致し、方平の太子太保は、元豐八年三月即位の哲宗登極恩時から元祐六年十二月の死去までとなる。

では、張太保という呼称はどちらの時期のものであろうか。蘇轍

張方平「文安先生墓表」と弁姦論

『欒城後集』二一〇の張方平を祭る文には、祭張宮保文、再祭張宮保文との題が付いている。とすれば、太子太保の略称は、宮保になるようである。それ故、ここでは張太保を最初の檢校太保の時期、熙寧八年正月以降と理解しておく。先述したように、熙寧八年二月、宰相に復帰した王安石は、翌九年十月、再び宰相を辞して江寧府での実質的な引退生活に入っている。新法時代は依然続いているとは言え、もしこの辺りに墓表が書かれていたとすれば、表中の安石個人の記事は全て既に起こった出来事で方平既知の事柄であった。

### 三 蘇家の事情

蘇洵没後十年程の歳月を経たこの時期、軾・轍兄弟には父の墓表を新たに依頼するような事情があったのであろうか。しかも以前曾鞏が、墓表に類する文を既に書いていたにもかかわらずである。『東坡全集』六一に、元豐元年の注記をもつ祭老泉焚黃文が収められている。この祭文は、通行の東坡七集に入っていないのだが、文安先生墓表を考えるとき甚だ興味のある内容である。短いので、全文を引いておく。

乃者、熙寧七年、十年、上再び南郊に事うる有り。告成の慶、幽頭に覃及す。我が先君中允、太常博士を贈られ、都官員外郎を累贈さる。軾・轍当に兆域に奔走し、以って天子の命を致すべきも、王事に程有れば、敢えて私を言わず。謹みて人を遣わ

し告黄二軸を賚え、中外の親を集め、日を撰びて焚納す。西の  
 かた望めば限涕の至るなり。

要約するまでもなく、熙寧七年と十年の十一月冬至に行われた南郊  
 祀の推恩が死者にまで及び、蘇洵の官が太常博士、都官員外郎に進  
 められたことに關する文である。黄紙で作った告身を墓前で焼き、  
 死者に報告する儀礼を焚黄という。在職の身の兄弟は、已むを得ず  
 代理を眉州に送って祭りを行ったのである。洵没時に与えられた官  
 位は従八品の光祿寺丞であつた。<sup>(10)</sup>この祭文から、その後正八品の太  
 子中允が贈られ、熙寧七年に従七品の太常博士、十年に正七品の都  
 官員外郎が贈られたことが分かる。<sup>(11)</sup>

ここで、再び前節に引いた軾の謝書の題に注意したい。謝張太保  
 撰先人墓碣書とは、張方平が父洵の墓碣を撰したことへの礼状の意  
 であり、碣は碑と同じく死者の生前の徳功、行状を讃えて墓道に立  
 てる石碑であるが、墓碑とは制度上明確な違いがあつた。その違い  
 は、石の形状の差異と立石の資格であり幾つかの史料に見えるが、<sup>(12)</sup>  
 ここでは同時代の礼書である司馬光『書儀』によつて考える。司馬  
 光は、当時、社会で行われていた冠婚葬祭の慣習を批判し、在るべ  
 き礼式を提示するためにこの書を著した。その巻七喪儀三碑誌の項  
 では、墓碑の歴史的由来と問題点を述べながら、世間が好む高墓大  
 碑は盜掘の目印を提供するようなものだと戒めつつ、喪葬令の記述  
 を引用している。

喪葬令、一品は墳の高さ一丈八尺。每品二尺を減ず。六品以下

は八尺を過ぐるを得ず。又、五品以上は碑を立て、螭首龜趺、  
 趺上の高さ九尺を過ぐるを得ず。七品以上は碣を立て、圭首方  
 趺、趺上の高さ四尺。其の石獸、三品以上は六、五品以上は四。

：

『慶元条法事類』七七服制門の儀制令や服制式にも同様の規定がみ  
 られるが、ただ官品による碑碣の区別を、六品以上が碑、八品以上  
 を碣と一品ずつ下げている。蘇洵の墓碣に關しては、唐制を繼承し  
 たと思われる『書儀』の規定が、時期的にも該当するであろう。す  
 なわち、その没時光祿寺丞であつた洵には、墓碣を立てる資格が制  
 度上なかつた。<sup>(13)</sup>老蘇先生哀詞を書いた曾鞏が、その中で「既に歐陽  
 公に請うて其の銘を為り、又余に請うて辞を為り、以つて之れを哀  
 す。銘は將に之れを壙中に納れ、而して辞は將に之れを冢上に刻  
 む」と述べ、この哀詞が内容的にも形態上も碑碣の銘文に等しいに  
 もかわらず哀詞に留まつた理由は、この規定の故と思われる。先  
 述した李・蔡両氏の、曾鞏による墓表が既にあるのに何故新たな墓  
 表を必要とするのかとの批判は、墓の傍らに立つという形態の上で  
 は当たつていても、それが碑碣ではなく哀詞である点、的はずれ  
 た批判であつた。一つ付け加えると、哀詞序文で洵の著作を挙げた  
 部分に「明允為る所の文、集二十卷有りて世に行なわる」とある。  
 生前に文集二〇巻が編集印行されていたと言うのである。これは、  
 歐陽修撰の墓誌銘にも記述がある。李・蔡両氏が言う、初期に刊行  
 された十五巻本嘉祐集は、巻数こそ違うが、生前の二〇巻本の系統

にあるとみてよいだろう。とすれば、没後十年程して紹介された弁姦論は、この嘉祐集に収録される筈がないのである。

熙寧七・十年の郊恩によって七品官を得た地下の洵は、漸く墓碣を立てる資格を手に入れたことになる。軾・轍兄弟には、あらたに墓表を依頼する十分な動機があったといえよう。ここで、熙寧十年の軾・轍兄弟、張方平の動きを簡単に押さえておく。前年の冬、密州を発ち新たな赴任地河中府に向かった軾は、途中、二月に知徐州への転任の命を受け、都に寄ろうとするが、国門に入る許可が降りず郊外の范鎮の別荘に滞在した後、四月に徐州に赴く。この間百日余りを、弟轍と共に過ごしている。その轍は、二月に南京留守であった張方平の辟召を受けて簽書応天府判官に任命され、軾と別れた後、秋には南京に至っている。一方、方平は五月に宣徽南院使判應天府から東太一宮使となったものの南京居住を許されているから、かれら三人の意思疎通は比較的容易であったろう。以上のことから小論は、墓表依頼の時期を、安石の江寧府転出後、焚黃の祭前後と考えておきたい。北宋末から南宋初の葉夢得は、その著『避暑錄話』上の中で、蘇洵は元來兵を論ずることを好み、上京してからの議論は人々の持て囃す所となったが、経術を談ずる王安石は独り喜ばず、屢これを衆の前で譏ったので、洵は安石を仇のように憎むようになった、とし

会、張安道も亦荆公の排する所と為る。二人、素より相善し。

明允、弁姦一篇を作り密かに安道に獻じ、荆公を以って王衍、

張方平「文安先生墓表」と弁姦論

盧杞に比す。而れども以って歐文忠公に示さず。荆公、後、微かに之れを聞き因りて樂しまず。子瞻兄弟、両家の隙、遂に解くべからず。弁姦久しく出でず。元豊の間、子由、安道に従い南京に辟され、明允の為に墓表を請う。特に之れを全載す。蘇氏亦石に入れず。比年世に伝わること少なし。：

と記している。弁姦論のことは一先ず措き、墓表についての記述は、筆者の推測に近い。石に刻まなかつた理由は、元豊二年夏に出来した烏台詩案によって立石の話どころではなくなつたからであろう。このように、張方平が太保とよばれた時期の下限に多少曖昧な点が残るものの、墓表の依頼と執筆を、熙寧十年から元豊初年にかけてのことと考えれば、多くの疑問が解消されるのである。

李・蔡両氏の墓表偽作説には、もう一つ論点がある。それは、方平と洵では官位の上下に甚だしい隔たりがあり、年齢の上でも年下の洵に、方平は何故、文安先生と尊称しているのかという指摘である。軾・轍と同年の曾鞏ですら哀詞の中で明允と呼んでおり、当時の社会常識からも、豪直な方平の性格からしてもあり得ないというのである。しかし、この点も執筆の時期を十年下げれば、墓表中の先生との呼称はそれ程違和感がなくなる。更に『東坡集』二四楽全先生文集叙及び『樂全先生文集』三四謝蘇子瞻寄樂全集序によると、方平の著作の編纂は、熙寧四年八月から六年十二月までかれが南京留司御史台の職に在つた頃に遡る。些か文章の体式を知る留台の吏に、篋底に溜っていた原稿を分類編集させ、書吏数人が筆写して一

応成書の形としたが、自分で校閲したわけではないので、誤りや脱漏が大変多かった。これを求めに応じて蘇軾に呈すると、軾は自ら編纂し直し（当然、以降の文も加えて）定本を完成してくれたので

印行する、と方平は文集編纂の過程を述べる。軾の叙文に「公、今年八十一」とあるから、元祐二年の完成である。この楽全集の巻二六に、論蘇内翰と題した一文がある。内容は、元豊二年八月、御史台の獄に繋かれた軾の為の切々たる弁護の論である。このとき蘇軾は、知湖州であり内翰すなわち翰林学士ではない。軾がその職に在ったのは、宣仁太皇太后の垂簾聽政の下での元祐元年九月から、同四年三月知杭州に転出するまでである。従って、この文の題は、先の『東坡集』の謝書と異なり、文が草されたときの官名ではなく、楽全集編纂時のそれが書かれているのである。文安先生墓表という題も、洵没時では勿論なく、墓表執筆時でもなく元祐初めのものとして考えなければならぬのではないか。周知のように神宗の崩御、宣仁太后の聽政は政権をめぐる勢力関係を激変させた。太后の強力な引き立てによって、それは軾にとって必ずしも歓迎すべきことではなかったかも知れぬが、顯官に拔擢され一方の党派の領袖と目されるようになり、文人としての声名が天下を覆う軾と、元老としての待遇は受けているが、眼病を患い、序文に対する軾への礼状も自ら筆を取ることができず口述筆記を余儀なくさせられている最晩年の方平としては、無名の青年を推挙する高官という往年の関係と同じではない。況んや軾の手が入っている楽全集である。墓表原文と楽

全集に収められたそれが、全く同一のものなのかどうか我々には知る由もないが、元祐二年の段階で、文安先生と称することはごく自然であつたろうと思われる。

蘇家の事情の最後に、軾・轍兄弟縁者の墓誌、行状をめぐる問題の一つ付け加えたい。洵没時に、兄弟が歐陽修に墓誌を、曾鞏に事實上は墓碑銘に当たる哀詞を依頼したこと（『居士集』三四、『元豊類藁』四一）は先に述べたが、兄弟は、父の葬儀に弔問のため訪れた司馬光に、亡母程氏の墓誌銘を頼んでいる（『温国文正公文集』七六）。突然の依頼に当惑した光は固辞したものの断り切れず、夫人の徳行は知る所でないのとして資料の提示を求め執筆したのである。程氏は嘉祐二年（一〇五七）四月の没、その年の十一月蘇家の墓域に葬られているから、夫の死の九年前のことになる。兄弟が殿試に合格した直後のことであり、洵は未だ布衣の身であつた。兄弟は、蜀人の合葬は同壘異壙で亡母の埋葬時に日者が銘を作らなかつたからだ、と墓誌銘のないこと述べている。父を葬るに当たって、歐陽修に遜色のない執筆者による墓誌銘を母にも求めたのであろうか。治平四年四月、洵の柩を護つて眉州に戻った軾は、亡父がその父序の行状を未完のまま残していたことを知る。そこで父の遺志を継ぎ、祖父を顕彰するために行状を完成させ（中華書局『蘇軾文集』一六蘇廷評行状）、且つその墓誌銘を曾鞏に依頼した（『東坡集』二八与曾子固書）。翌熙寧元年春、蜀からの書状を受け取つた鞏は、求めに応じ墓誌銘を書いている（『元豊類藁』四三贈職方員



外郎蘇君墓誌銘)。更にこれと前後して、軾は亡き妻王氏の墓誌銘をも作っている(『東坡集』四〇)。王氏は、父に先立つこと一年、治平二年五月に開封で世を去っていた。

このように、蘇軾は父の死と服喪のための帰郷の間、故人となつた家族の墓誌銘や行状を、矢継ぎ早に執筆或は依頼したのである。これは恐らく、家族の墓がある眉州に滞在していたということが、軾にそうさせた最も大きな動因であろうが、同時に、筆者はもう一つ別の要因を想像してしまう。それは、蘇洵にみられた強い社会的上昇志向を受け、蘇家を士大夫の家として名実ともに定立しようとする意向である。前稿で少し触れたように、洵が二十代も後半になって字に志した契機は、実兄と義兄の登第にあった。しかし、かれ自身は応挙に失敗し、妻の実家であり娘の嫁ぎ先である程氏との確執、特に義兄の息子たちと軾・轍の受験競争などさまざまな要因が重なって、上京の道を選んだ。その結果、兄弟の科挙合格、制科及第、洵の任官、更には父子の文名の確立と、蜀の一地方都市の士人から天下に名を馳せる士大夫への飛躍を手にしたのであった。墓誌銘、行状は、そうした中で、士大夫の家に相応しい形式を整える一環としてあつたのではないだろうか。その延長上に文安先生墓表もあると考へたい。

#### 四 張方平と王安石

前節まで、蘇軾が父洵の墓表を張方平に依頼したことを前提に論を進めてきた。もし方平の文安先生墓表執筆が事実とするなら、王衍・盧杞や易牙・豎刁・開方に比するその激しい王安石批判、というより安石に対する憎悪はどこから来るのか。方平にそうした弁論の解説をさせる動機の検証が必要となろう。

ここでは、方平と安石の確執について比較的多くの記述を残している『宋宰輔編年録』七に基づいて両者の関係を考えることにする<sup>15</sup>。治平四年九月辛丑、張方平と趙抃の二人が參知政事に任命された記事に、方平の中央政界での動きを中心とする簡単な伝記が付載され、そこに安石と関わる幾つかの話が載せられている。しかし徐自明撰のこの書は、南宋嘉定年間の成書といわれ、方平の伝記部分も長編や東都事略、丁未録などに依っているから、記事の内容をそのまま事実と認定するのは本稿の性質上些か問題がある。そこで以下、編年録中の方平と安石の関係に関する記述を年代順に取り上げ、それらの逸話なり出来事が他の史料で裏付けられるか確認するという方法で、方平の安石観を検証することにした。い。

(一)「張方平が知貢舉であつたとき、王安石を考校官に推薦するものがあつた。従つたところ、安石は貢院の事柄を皆な急に変更しようとしたので、方平は之れを悪み罷めさせ、以降交流を絶つた。」

同様な話は、『宋史』三二八張方平伝、『古今紀要』などにみえ、編年録を含め恐らく『東都事略』七四の記事の祖述である。宋史はこれを皇祐の貢挙とするが、『宋会要』選挙一貢挙の慶曆六年六（正の誤り）月十四日には、翰林学士孫抃を権知貢挙、御史中丞張方平ほか三名を権同知貢挙とするとあり、同じく選挙一九試官慶曆六年正月十四日の条では、点検試卷官の中に王安石の名前があるから、慶曆六年の貢挙である。安石は、初めての外任である簽書淮南判官の任を終え、開封に滞在していた。しかし、この逸話自体は、変革者王安石のイメージと後年の方平と安石の不和から導き出された観があり、方平と同時代の史料によっても確認できない。(二)「初め、神宗は（御史中丞）司馬光を翰林院に復帰させる意向で論議にかけた。曾公亮は、後任の御史中丞に安石を登用せんことを請うたが、方平が反対したので滕甫が光に代わり中丞となった。安石はこのこととて方平を憎んだ。」治平四年九月、方平が参知政事に就いたときの人事問題である。方平の任用に、御史中丞であった司馬光は執拗に反対した。神宗は已む無く、光の口を封ずるため翰林院に復帰を命じ、その後任人事をめぐって方平が安石を阻止した話である。これは本伝、蘇軾執筆の墓誌銘にも記されるが、行状に書かれている点を特に重視したい。方平の行状は、娘婿の王鞏の手になり、記されている事柄の年時がはつきりしないという欠点はあるが、非常に長文で詳細な伝である。長編一七五仁宗皇祐五年七月乙丑の詔に「臣僚の行状、本家の自撰及び人の為に撰する者、並に須く実を撫

い虚美を得ざるべし。如し検勘して実を失する者は其の罪に坐す。侍御史吳祕の請に従うなり。」とあり、厳しく虚偽の記載を禁じている。これは、行状が実録や国史の伝の基礎史料となるものであり、いわば準公文書として取り扱われたことを意味しよう。王鞏は行状の末尾に「右、謹みて闕閤功状を具し、太常考功に上り諡を議せんことを請い、及び史館に上り以って編録に備えんことを」とその目的を記している。党争全盛の時期、記録に党派性の免れない元祐年間の執筆であるが、行状を特に重視したいのは、この理由に因る。方平と安石の確執は、この時点で本格化したと考えたい。(三)「治平四年）十月己酉、参知政事張方平は父の憂を以って位を去つた。(中略)中書が方平の闕を補わなかつた理由は、方平の復帰に備えたからである。しかし、服喪が終わって戻つた方平は、觀文殿学士を以って留守西京、知陳州、ついで南京に徙つた。神宗は、方平に宣徽使を与え都に留めようとしたが、安石は、方平が御史中丞のとき賈昌朝に阿附したことをもって反対したので、遂に宣徽北院使を拜して知青州、中太乙宮使、また宣徽南院使で知応天府となつた。」編年録は、この記事の前、(二)の部分で、服喪後の方平が参知政事に復帰できなかった理由として、御史中丞呂公著の「方平貪邪」の弾劾と安石が憎んでいたことを挙げている。要するに熙寧年間、服喪が終わつた方平が中央に戻ることができなかったのは、安石の妨害に因るとし、それを(二)で述べた方平の措置に対する安石の報復人事と理解しているのである。参知政事復帰がならなかつ

たことについて、軾の墓誌銘では「安石悦ばざるを以て」方平が避けたとあり、復帰を阻止する直接の言動はないが、方平の辞退の背後に安石の意向を見ている。これに対し、方平を宣徽院使に除し京師に留めたい神宗とそれに反対する安石のやりとりは、『統資治通鑑長編紀事本末』六三熙寧三年正月戊午の条に残されている。李焘は、長編二五九熙寧八年正月、詔して張方平を宣徽院に帰すの条に詳細な注を付けて神宗と安石のやりとりの時期を考証する。方平

の新旧伝はこれを知陳州から南京に徙る途中、神宗に拝謁したときのこととするが、これは熙寧七年十月であり、この年の四月に安石は宰相を罷めてから本伝は誤っていると三年正月に繫年したのである。<sup>(16)</sup>恐らくこれが正しく、方平の参知政事復帰がならなかったため、神宗は宣徽院使に除して京師に置こうとしたが、それも安石に阻止されたという経過なのであろう。結局、方平が宣徽院使を拜したのは、先述したように安石の宰相退任後の熙寧八年正月のこととなる。(四)「王安石は尤も方平を忌んでいた。神宗は方平を枢密使に任命しようと欲し、既に批が出され、安石は將に文書を行下しようとしたが呂惠卿がこれを留めた。惠卿は安石に、安道が中央に入れば必ず我が派にとって不利になる、と述べ、翌日、再び反対を進呈したので、この人事は沙汰止みとなった。」長編二六三熙寧八年閏四月癸卯に閏連の記述があり、長編は司馬光『涑水記聞』一五所載、同年五月の紀年をもつ記事に基づく。方平は、熙寧八年四月、宣徽北院使を帯して中太一宮使となったが、外任を願い閏四

月に判永興軍の命が出た。しかし病を理由に辞したので宮使に復し、神宗は閏四月四日に陳升之が罷め欠けていた枢密使の職に充てようとしたときの顛末である。この後、方平は十月に宣徽南院使判応天府として南京に赴く。熙寧八年は、二月に安石が宰相に復帰しているから、ここでも中央に方平を置きたい神宗の希望は入れられなかったことになる。

編年録には載せないが、方平の安石觀を伺うに見逃せない記事が長編に引かれているので簡単に触れておく。卷二二六熙寧四年八月戊寅、方平が判南京留司御史台に任ぜられた条の割注にある司馬光『日記』の一文である。

司馬光日記に云う「九月初四日、張觀文、判南京留台たり。安道素より介甫と善からず。上初めて即位するや、人の介甫の賢を薦むる者甚だ衆し。上、安道に訪う。安道曰く、是人、虚名有りて実用無し。晋の王夷甫たり。若し果して之れを用いれば、恐らく天下の風俗を敗らん、と。介甫聞きて之れを銜む。故に安道、参知政事を以て父の憂に丁り、服除きて旧位に復さず、知陳州たり。内自ら安んぜず、故に疾を称して去るなり。」<sup>(17)</sup>

同様の記事が記聞一六にも見え、<sup>(17)</sup>そこでは方平を翰林学士承旨とするので、その言は神宗即位の治平四年一月から方平が参知政事になる九月までのことであろう。その間、母の服喪が終わった後も江寧府に居していた安石は、三月に知江寧府の命を受け、九月には曾公亮の推薦で翰林学士となっているが、上京は翌年のことになる。方

平は、(二)で述べた安石の御史中丞任命に反対したほぼ同じ時期、安石を王衍になぞらえる意見を神宗に表明しているのである。弁姦論本文中の姦人が王衍に類比され、その姦人は安石だとする墓表との共通点に注意しておきたい。

張方平は、王安石の新法推進に強く反対していた。しかし両者の確執は、安石の新法政策以前に本格化している。それも両者の人事をめぐってであり、安石が実権を握った熙寧年間、方平が攻撃を受ける立場になった。政策論争に先行するこじれきった人間関係、こうした経緯を考えると、墓表の憎悪とも思われる激しい安石批判は、十分書かれる可能性があったと言えよう。

## 五 結びに代えて

以上検討したように、墓表と謝書を取り巻く状況証拠は、偽作説否定の方向を示しているように思える。とすれば、定説化した感のある弁姦論偽作説にも再検討の余地はあろう。因に李焘は、長編二〇八治平三年六月壬辰の条で墓表の一部と弁姦論を本文の記事として引用している。慎重な考証に基づき長編を編纂した李焘に、偽作の認識は無かった証左である。

与えられた紙数も尽きているので、残された問題を一つ挙げておきたい。軾の謝書は、方平が墓表中に弁姦一篇を収載してくれたことを特筆している。弁姦が始めて作られたとき、我々兄弟は極端だ

と思ったが、公(方平)独り、自分の考えと同じだとして「固より已に之れを先朝に論じ、之れを史冊に載」せたので、今は知られなくとも後世決して没することはない。が、公の紹介によって人々は父にこの文があることを信じてくれるであろう云々と記す。その「先朝に論じ、史冊に載せた」とはどのような事実を指すのであろうか。方平が翰林学士承旨の立場で英宗朝の史官の記録に留めたことを意味するのであれば、ここに当時の士大夫が史書に事跡を残すことへの強い希求を、兄弟も共有していたと理解できるのではなからうか。

『英宗実録』三〇巻は、熙寧元年正月二十四日(二説に二月丁酉)に編集が始まり、二年七月己丑に上呈されている(『玉海』四八)。

一方、正史は、熙寧十年五月戊午に『仁宗・英宗兩朝正史』として編纂が開始され、七月辛未には二帝紀の草稿二冊が進呈され、その後、五年の歳月をかけ元豐五年六月甲寅に一二〇巻が完成している(玉海、長編二八二、同三二七)。内訳は、紀五巻、志四五巻、伝七〇巻であり、特に伝の部分は実録に比べ事跡が頗る多くなったと玉海は注する。前節までの推測によれば、墓表の依頼、執筆は、兩朝正史編纂の開始後程なくして行われたことになる。また文淵閣本『嘉祐集』附録二巻の中には、蘇洵の為の墓誌、哀詞、祭文、挽詞が収録されている。それらを書いた十六名のうち、曾鞏は英宗実録検討官、韓琦、曾公亮両者は実録上呈ないし提挙官なので措いて、蒲宗孟が兩朝国史修史官、王珪が兩朝正史監修国史、蘇頌が兩朝正

史修史秘書丞と英宗期を対象とする修史に係わる名前が何人か見える。父の伝記に関する記録を整備しようという軾・轍の意図の中に、兄弟の関係者によって進められている正史編纂は何の影響も与えなかったであろうか。

書き残された史料を素材にする文献史学は、いわば研究の初歩的常識として、その文献がどのような意図と目的に基づいて書かれ、どのような経過を経て我々の前にあるのか、史料の性格認定を必須とする。蘇洵の墓表の真偽をめぐってあれこれ憶測を試みた小論は、結局それがなかなか困難な作業であることを確認しただけで終わってしまったようである。

#### 注

- (1) 近藤一成「東坡応挙考」 史観二二五 一九九一
- (2) 宮崎市定「弁姦論の姦を弁ず」劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集 同刊行会編 同朋舎出版一九八九所載
- (3) 宮崎前掲論文三一七頁以下
- (4) 李紱の見解は、穆堂初稿四五書弁姦論後に見え、王荊公年譜考略にその節録がある。
- (5) 鄧広銘 王安石 人民出版社一九七五 二二五頁。一九七九年の修訂版も同じ。
- (6) 安石が宰相の職に就いた熙寧三年十二月丁卯と同八年二月癸酉の命相の制は、宋大詔令集五六に収録されているが、「生民以来数人而已」の句は見えない。或は参知政事のときの誤りかと思うが、このときは知制誥李大臨の草制で、褒異優借の辞が無いことに安石が怒ったという逸話が伝わる程なので恐らく可能性は薄い。暫く後考を待つ。

張方平「文安先生墓表」と弁姦論

(7) これは特に祭上翔に強い。李紱は前掲書において「老泉以治平三年卒、四年葬。張文定又同時在京師。欲為墓表宜即在葬時。今墓表不著作表年月固已非体。而表中及荆公命相則神宗之世矣。何其遲耶。瀧岡阡表之遲、蓋云有待。此表豈亦有待、何不言其所以遲也。」と述べ、歐陽修の瀧岡阡表を引き合いに出して葬時でない場合のあることを言うが、洵には否定的である。なお、この部分は考略に引用されていない。

(8) 笠沙雅章宋版東坡集「解題」 汲古書院 一九九一

(9) 蘇軾の張文定公墓誌銘(後集一七)は、中太一宮使から宣徽南院使檢校太傅判應天府に遷ったと記す。とすれば檢校太傅の加官は熙寧八年十月壬辰のことになる。この時期の墓誌の記述には、幾つかの問題があり(長編同年条の割注などに指摘がある)、また方平が最初に宣徽北院使を拝したときの加官を檢校太傅とするなど全面的に依拠するにはためらいがある。しかし王鞏撰張方平行狀(後述)は、このときのことを「…次日中書纔奏事。上曰、張某、朕再三留而請不已。須從之。因議恩典、或有異言。乃易宣徽南院使、加檢校太傅。有謂公、上殊憊然、有不足之色。遂判應天府。受命登對、上曰、卿請已確此命、朕深不得已。玉色怡久之、辭曰特賜方回帶。」と記す。とすれば在京慰留が叶わなかった神宗は、已むなく宣徽北院使を南院使に代え、檢校太傅を加官することで優恩を示したと理解できる。静嘉堂藏影宋抄本樂全先生文集附録行狀は、元豐二年七月の致仕を、「宣徽南院使檢校太傅太子少師を以て致仕す」とするが、やはり南宋孝宗朝刊本の抄本に拠るとする文淵閣本の行狀では「宣徽南院使檢校太傅太子少師」とする。静嘉堂本が正しいように思うが、呼称としての太傅が八年十月以降に使われた可能性も全くは否定できない。しかし八年正月以前の呼称でないことは確かである。最近、孝宗朝刊樂全先生文集存十八巻が北京図書館古籍珍本叢刊の一冊として影印された。静嘉堂本、四庫本との関係の検討が必要であろう。

(10) 英宗は、太常礼院での礼書編纂が終わって没した洵を悼み、特に銀絹各百兩匹をその家に賜った。兄弟は、それを辞退して代わりに贈官を願い、

この官を賜った。長編二〇八治平三年六月壬辰。

- (11) 寄禄官と官品の対応は、宮崎市定「宋代官制序説―宋史職官志を如何に読むべきか―」佐伯富編 宋史職官志索引 一九六三 同朋舎所載、梅原郁「中国法制史雑感―元豊の官制改革をめぐって―」歴史と社会のなかの法 比較法制史研究―思想・制度・社会 二 比較法史学会 一九九三を参照。官制改革以前の対応は史料に明記されていないので、宋史職官志九元豊寄禄官の新階に対応する旧官を、職官志八に表示される新階の官品に当て嵌めた。

- (12) 仁井田陞唐令拾遺喪葬令第三十二 二〇及び参考一、二に集成されている。

- (13) 例外として「若隠淪道素、孝義著聞、雖不仕亦立碣」の規定があったが、蘇洵には該当しないであろう。

- (14) 後述の如く、洵の生前、方平が安石に排されたことはあり得ない。

- (15) 王瑞來校補宋宰輔編年録校補 中華書局 一九八六

- (16) 本伝とは、新旧哲宗実録に付された伝であろう。

- (17) 司馬光日記と涑水記聞の関係については内閣文庫蔵増広司馬温公全集汲古書院 一九九三 解題 佐竹靖彦「増広司馬温公全集所収の手録とH録をめぐって」に考察がある。日記のこの部分は、影印本の日録には見えない。

(本稿は、一九九二、三年度文部省科学研究費補助金国際学術研究共同研究の研究成果の一部である)